

貸与の対象となる福祉用具(13品目/レンタル)

介護保険の認定を受けている方は、下記の福祉用具をご利用いただけます。

月額レンタル料の1割若しくは2割・3割の自己負担

1. 車椅子



2. 車椅子付属品



3. 特殊寝台



4. 特殊寝台付属品



5. 床ずれ防止用具



6. 体位変換器



7. 手すり



8. スロープ



9. 歩行器



10. 歩行補助つえ



11. 認知症老人徘徊感知機器



12. 移動用リフト(つり具の部分を除く)



13. 自動排泄処理装置(パット部分を除く)



*ご利用にあたって、ケアマネジャーによるケアプランに位置付けられている必要があります。

*要介護度によってご利用いただける福祉用具は異なります。

*詳しくは、お住まいの自治体の介護保険窓口、地域包括支援センター、又はケアマネジャーにお問い合わせください。

1. 車椅子	自走用標準型車椅子、介助用標準型車椅子、普通型電動車椅子
2. 車椅子付属品	クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等で、車椅子と一体的に使用されるものに限る
3. 特殊寝台	サイドレールが取付けてある又は取付け可能なもので、次のいずれかの機能を有するもの・背部又は脚部の傾斜角度が調整出来る機能・床板の高さが無段階に調整出来る機能
4. 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール、ベット用手すり、テーブル、スライディングボード、介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）で特殊寝台と一体的に使用されるものに限る
5. 床ずれ防止用具	・送風装置又は空気圧調整装置を備えたエアーマット　・水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用マット
6. 体位変換器	エアーパッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力により体位を安易に変換できるもの（体位を保持するためのものは除く）
7. 手すり	床において使用するなど、取付けに際し工事を伴わないものに限る
8. スロープ	段差解消の為のものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る
9. 歩行器	歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので次のいずれかに該当するものに限る・車輪を有するものは、身体の前及び左右の両方のいずれも手で握れる又は肘を載せる為のフレーム、ハンドグリップ類を有するもの・四脚を有するものは、上肢を保持して移動させることが可能なもの
10. 歩行補助つえ	松葉杖、カナディアンクラッチ、ロフストラントクラッチ、プラットホーム・クラッチと多点杖に限る
11. 認知症老人徘徊感知機器	認知症の方が屋外に出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12. 移動用リフト(つり具の部分を除く)	床走行型、固定式又は据置式であり、かつ、身体を吊り上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）
13. 自動排泄処理装置(パット部分を除く)	次の要件を満たすもの・尿又は便が自動的に吸引されるもの・尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造のもの・要介護者又はその介護を行う者が用意に使用できるもの